

「第3次東金市総合交通計画」(令和4年度～令和9年度)策定業務について

1. これまでの経緯

- **(第1次) 東金市総合交通計画 平成24年度(2012)～平成26年度(2014)**
交通不便地域の解消、東千葉MCへの交通アクセスの確保、交通弱者に対する日常生活の足の確保等、その改善のための施策の検討と実現を目的に策定 ⇒ 乗合タクシーの運行計画
- **第2次 東金市総合交通計画 平成28年度(2016)～令和2年度(2020)**
平成26年度より乗合タクシーの市内全域運行が開始されたことから、交通不便地域は解消されました。しかし、人口減少や少子高齢化が進み、地域を取り巻く社会情勢が変化したことを受け、持続可能な公共交通ネットワークを構築することを目的に策定
- **第3次 東金市総合交通計画 令和4年度(2022)～令和9年度(2027)**
人口減少、超高齢社会の進展や高齢者の運転免許証の返納が増加する等、これまで以上に地域公共交通を取り巻く情勢が変化しています。東金市が抱える地域公共交通の課題に計画的かつ効率的に対処すべく、新たな計画を取りまとめることを目的に令和2年度より策定を準備していましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が終息しない状況を受け、計画策定を延期しました。

2. 策定スケジュール(案)

令和3年度では、公共交通の利用実態調査やアンケート調査を実施予定

① 計画策定スケジュール

- ・ 令和3年度 利用実態調査業務(地域の現状把握や公共交通利用者ニーズ調査等)及び第3次東金市総合交通計画骨子(事務局案)策定業務実施予定
- ・ 令和4年度 第3次東金市総合交通計画(素案)の作成、パブリックコメントの実施及び第3次東金市総合交通計画(成案)策定予定

② 令和3年度・令和4年度スケジュール(案)

	令和3年度											令和4年度				
	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
交通会議	第1回会議 策定スケジュールの提示 交通計画策定調査業務 事業者評価 委員選定					第2回 開催通知				第3回 開催通知		第1回 開催通知			第2回 開催通知	
交通調査業務策定	公募開始 質問受付 申込受付	1次審査 (書面審査) 最終審査 (プレゼンテーション審査)	契約締結 打合準備	地域の現状把握 ・各地区訪問	日常の移動実態の把握 (市民ニーズの調査)		第2回会議 交通計画策定事業中間 報告			地域公共交通の 問題点・課題点 の整理	第3回会議 交通計画骨 子案(事務局 案)の報告		第1回会議 R4年度交通 計画策定ス ケジュールの報告			第2回会議 交通計画成 案の審議
						地域公共交通利用者ニーズの把握 (公共交通利用者のニーズ調査)						公共交通事業者及び 関係機関との調整		パブリック コメントの 実施		第3次東金市総合交通計画素案の作成

○ 東金市地域公共交通会議議事予定

令和3年度 5月会議 (今回)	策定スケジュール(案)報告及び第3次東金市総合交通計画策定調査支援業務委託事業者評価委員会の委員選定
1 1月会議	第3次東金市総合交通計画策定事業 (利用実態調査) 中間報告
3月会議	第3次東金市総合交通計画骨子 (事務局案) の報告
令和4年度 5月会議	令和4年度策定スケジュール(案)報告
8月会議	第3次東金市総合交通計画 (成案) の審議

3. 第3次東金市総合交通計画策定調査支援業務委託発注方式について

審議事項① 業者選定方式について

※参考 契約方式比較

契約方法	内容
一般競争入札方式	不特定多数の者の参加を求め、仕様書に基づいた最も有利な価格で申し込みした者を契約の相手方とする方法。
プロポーザル方式	仕様書に基づき業務実施方法についての企画内容や提案内容を審査し業者を選定する方法。(価格も評価点の一部として考慮される)

第3次東金市総合交通計画策定調査支援業務においては専門性が高く問われることから、専門的な知識・経験を有する業者からの提案を受け評価し、受託候補者を特定するものとするため「プロポーザル方式」を採用したい。

審議事項② 第3次東金市総合交通計画策定調査支援業務委託事業者評価委員会について

プロポーザル方式による業務委託先の選定については、交通会議に委員4名程度で分科会を設置し、分科会で委託事業者選定をしたい。については、資料7-2「第3次東金市総合交通計画策定調査支援業務事業者評価委員会設置要領(案)」のとおり分科会を設置してよろしいか伺いたい。

東金市地域公共交通会議設置要綱【抜粋】-----

(分科会)

第11条 第3条各号に掲げる事項について専門的な調査及び検討を行うため、必要に応じ交通会議に分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。